

判決年月日	平成 2 8 年 9 月 2 6 日	裁判所	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成28年(行ケ)第10020号		
○ 名称を「横型冷蔵庫」とする発明について、進歩性を肯定して、無効審判請求を不成立とした審決を、進歩性判断に誤りがあるとして取り消した事例。			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 無効 2015－800066 号，特許第 3610005 号

判 決 要 旨

1 本件は，発明の名称を「横型冷蔵庫」とする特許（平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日設定登録，特許第 3 6 1 0 0 0 5 号）に対する無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり，争点は，進歩性の有無（相違点についての判断の誤り）である。

審決は，原告（審判請求人）による「本件発明は，①甲 1（特開平 1 1－2 9 4 9 2 5 号公報）に記載された発明（甲 1 発明）及び甲 2～1 1 に基づいて，当業者が容易に発明をすることができた，②甲 3（特開平 1 0－2 8 1 6 2 8 号公報）に記載された発明（甲 3 発明）及び甲 1，2，4～1 1 に基づいて，当業者が容易に発明をすることができたから，特許法 2 9 条 2 項により特許を受けることができない」との主張を，いずれも否定した。

2 本判決は，概略，以下のとおり述べて，審決は，本件特許の請求項 1 記載の発明（本件発明 1）の進歩性判断に誤りがあり，取消しを免れないとした。

「甲 1 発明は，それぞれ要冷蔵品を収納する保存室を有する上下 2 つの断熱箱体により構成された業務用横型冷蔵庫に関する発明であるから，断熱箱体の内箱及び外箱並びにその間に充填された断熱材により区画された上下 2 つの保存室を有する業務用横型冷蔵庫，すなわち，庫内が断熱材により複数に区画された業務用横型冷蔵庫に関する発明であるといえる。」，「甲 7（特開平 9－1 1 3 0 8 9 号公報）には，断熱性の仕切壁によって区画された，冷蔵室，冷凍室及び野菜室がある家庭用冷蔵庫における冷却の実施例が記載されているが，家庭用冷蔵庫に限らず，庫内を複数に区画してそれぞれ異なる温度で管理する各種冷蔵庫に有効な発明であることが記載されている。」，「甲 1 発明と甲 7 に記載された事項とは，一般的な技術分野及び課題等を共通にするだけでなく，甲 1 に記載された実施例 3 及び 4 と甲 7 に記載された事項とにおいて，上の断熱箱体における冷却中の保存品の乾燥を防止するという具体的課題も共通するものであるから，甲 1 発明につき，上の断熱箱体の保存室の内部の冷却方法として，甲 7 に記載された冷却パイプの設置による冷媒の蒸発による冷却方法を適用する動機付けがあるといえる。」，「したがって，本件発明 1 の相違点 2 に係る構成は，本件出願時，当業者が，甲 1 発明及び甲 7 に記載された事項から容易に発明をすることができたといえる。」